

## 公益社団法人 京田辺市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第 1 条 この安全就業基準は、公益社団法人京田辺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第 2 条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第 3 条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は作業し易いものにする。
- (4) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

(作業別安全就業基準)

第 4 条 会員は、植木剪定。除草作業などの作業に従事する場合は、別に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第 5 条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。

剪定—安全带      草刈—保護眼鏡

(交通災害の防止)

第 6 条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自動車やバイク、自転車にあつては、十分注意し運転しなければならない。

(作業環境の確認)

第 7 条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第 8 条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第 9 条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第 10 条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第 11 条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、センターの設立許可のあった日から施行する。

## 植木剪定安全就業基準

### 1. 三脚・脚立使用作業

- ①使用する前は必ず点検すること。
- ②開き止めが付いていることを確認し、開き止めに掛けて使用すること。
- ③不安定な場所に脚立をたてる場合は、敷板などを用い安定させること。
- ④三脚・脚立の上での作業は、無理な姿勢で作業しないこと。
- ⑤三脚・脚立昇降の際は、手に道具等を持たないこと。また、飛び降りたりしないこと。
- ⑥三脚・脚立の周辺は、整理整頓をしておくこと。

### 2. 足場板の使用作業

- ①設置間隔は、1.8 m以下とし、高さは2 m以下とする。
- ②足場板の両端はゴムバンドで縛り固定すること。
- ③ブロック塀等を併用して足場を組まないこと。

### 3. 樹上での作業

- ①2 m以上の樹上で作業する場合は、安全带及び安全帽を着用すること。
- ②枝の折れやすい、又は滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。
- ③樹木切り落としの際には、樹下の安全を確認すること。
- ④剪定作業中は樹下で作業しないこと。
- ⑤直径10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープをかけ下から上へ幹から10 cmくらいの所を枝直径の3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5 cmの所を切り落とし、その後残部を平らに切り落とす。
- ⑥通行人や車の迷惑になるので、立て看板及びコーン等を用い作業を知らせること。
- ⑦道具の運搬について、通行人及び車の迷惑にならないよう十分注意すること。

## 除草作業安全就業基準

### 1. 炎天下での作業

- ①日除け帽（麦藁帽子等）を着用し、作業すること。
- ②休憩時間には十分に水分を補給すること。
- ③時間帯はなるべく涼しい時間を選んで就業すること。また、夏の就業時間は若干変更することもある。

### 2. 手引きでの作業

- ①作業現場の状況を十分に確認すること。
  - ・ガラスの破片、釘等に注意すること。
  - ・蜂等、害虫に気を付けること。
- ②鎌を使つての作業
  - ・腰を落とし、正しい姿勢で就業すること。
  - ・鎌は決められた所に整理して置いておくこと。

### 3. 草刈機での作業

- ①使用前の点検
  - ・ネジのゆるみはないか。
  - ・刃は、ひびが入ってないか。
  - ・作業に合った刃が付いてるかどうか。
- ②安全ガードは必ず取り付ける。
- ③保護眼鏡を必ず着用すること。
- ④作業前に周囲の障害物を周知、除去しておくこと。
- ⑤作業中は、半径10m以内に他人を近付けないこと。
- ⑥雨天の日は作業しない。
- ⑦混合油を使うので火気には十分気を付けること。
- ⑧草刈機は運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。

# 大工仕事安全就業基準

## 1. 脚立使用作業

- ①使用する前は必ず点検すること。
- ②開き止めが付いていることを確認し、開き止めに掛けて使用すること。
- ③不安定な場所に脚立をたてる場合は、敷板などを用い安定させること。
- ④三脚・脚立の上での作業は、無理な姿勢で作業しないこと。
- ⑤三脚・脚立昇降の際は、手に道具類を持たないこと。また、飛び降りたりしないこと。
- ⑥三脚・脚立の周辺は、整理整頓をしておくこと。

## 2. 足場板の使用作業

- ①設置間隔は、1.8 m以下とし、高さは2 m以下とする。
- ②足場板の両端はゴムバンドで縛り固定すること。
- ③ブロック塀などを併用して足場を組まないこと。

## 3. 作業機器の取扱

- ①使用前点検は必ずすること。
- ②使用機器は、十分に説明書を読んで使用すること。
- ③部品の交換等をするときは、必ず電源等をきり、止まってから交換すること。
- ④ボルト等のゆるみがないか、チェックすること。
- ⑤濡れた手などで電気機器を扱わないこと。
- ⑥コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。故障した機器を、無理に使わないこと

# 清掃作業安全就業基準

## 1. 一般作業

- ①安全第一に考え、安全就業に心掛けること。
- ②長いひも類・装飾品は、一切身につけないこと。
- ③作業中は作業に専念し、みだりに話しかけたり無駄話をしないようにすること。
- ④洗剤等を使用する場合は、滑り易くなるので、履物は、滑り止めのあるものを使用すること。
- ⑤洗剤の調合などは、ゴム手袋を使用すること。
- ⑥洗剤や薬品を使う時は、使用上の注意事項を確認し正しく使うこと。
- ⑦溶剤のガスは、なるべく吸い込まないようにすること。場合によっては、保護具（マスク）を着用すること
- ⑧作業中は、看板等を立てて作業していることを知らせておくこと。
- ⑨仕事の後は、必ず手や顔を洗うこと。

## 2. 脚立使用作業

- ①使用する前は必ず点検をすること。
- ②開き止めが付いていることを確認し、開き止めを掛けて使用すること。
- ③地面が不安定な時は、敷板などを用いて安定させること。
- ④三脚・脚立の上での作業は、無理な姿勢で作業しないこと。
- ⑤三脚・脚立乗降の際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りたりしないこと。
- ⑥三脚・脚立の周辺は、整理整頓をしておくこと。

## 3. 床面清掃作業

- ①洗剤や床維持剤の液は、滑りやすいので注意すること。
- ②作業中は、滑り止めの靴を履くなどして十分注意すること。

## 4. 窓ガラスの洗浄作業

- ①ガラス部に手をついたりガラス部で体を支えたりしないこと。

②窓などの開閉には十分注意して作業を行うこと。

③無理な姿勢で作業しないこと。

## 5. 電気機器の使用作業

①濡れた手で取り扱わないこと。

②コードやプラグの痛んだものは使わないこと。

③スイッチの入り・切りやコンセントの差し込み・引抜きは、慎重に行うこと。

④故障の機器を無理に使わないこと。